（整理番号 2602）

長野地方最低賃金審議会

令和８年度　第１回長野地方最低賃金審議会　議事録

令和８年 10 月 28 日公開

開催日時 場　　所	令和８年７月３日　13 時 40 分～14 時 25 分 ホテル信濃路　２階　浅間		
出席状況	公 益 代 表 委 員	出席　５人	定数　５人
	労 働 者 代 表 委 員	出席　４人	定数　５人
	使 用 者 代 表 委 員	出席　５人	定数　５人
主要議題	１ 長野県最低賃金の改正決定の諮問について ２ 長野地方最低賃金審議会の運営について ３ 長野県最低賃金専門部会の構成について ４ 長野地方最低賃金審議会等の日程について ５ 関係労使からの意見の聴取について ６ その他		

議 事 録

○藤川賃金室長

定刻から 11 分超過しておりますが、ただいまより令和８年度第 1 回長野地方最低賃金審議会を開会いたします。

はじめに、定足数の確認です。本日の審議会について、労働者側の風間委員がご欠席でございます。出席者については、委員総数 15 名のうち 14 名と、３分の２以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項の規定により、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日は６名が傍聴に、報道機関３社が取材に来られていることを併せて御報告いたします。

それでは、次第の１、委員等紹介でございます。資料 No.1 をご覧ください。今年度は第 55 期審議会委員による２年目の審議となり、委員の変更はありません。ただ、弘中委員におかれましては、今年２月１日付けでご就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。会長、会長代理の選任につきましては、昨年度に引き続き、山本会長、広瀬会長代理にお願いしたく存じます。

次に、事務局に異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

４月１日付けで着任しました、木村長野労働局長です。同じく、小宮山労働基準部長です。

そして、私、賃金室長の藤川と、小野山賃金指導官です。なお、北原賃金指導官、中野監督官は、賃金室２年目の勤務となります。よろしくお願いいたします。

また、本日は職業安定部より小倉事務官に本審議会のご協力をいただいております。
それでは、次第の２、木村労働局長からご挨拶を申し上げます。

○木村労働局長
長野労働局長の木村でございます。冒頭ご挨拶申し上げます。
本日はご多忙の中、第１回長野地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
昨月 6 月 23 日に開催されました中央最低賃金審議会において、上野厚生労働大臣から令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問が行われました。本日、この後、長野県の地域別最低賃金の改正についても諮問申し上げ、今年度の調査審議をお願いしたいと考えております。
また、中央最低賃金審議会では、昨年度の審議結果を踏まえまして、目安額との関係や、発効時期などに関する課題と考え方が整理されました。その内容は本日の資料 No.7 にお付けしておりますので、ご参照いただければと存じます。
今後は、成長戦略会議や経済財政諮問会議における政府の議論など、最低賃金を取り巻く動向についても、適宜、委員の皆様に情報提供してまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、最低賃金を取り巻く様々な事情を総合的にお考えいただき、 充実した審議を賜りますようお願い申し上げます。
暑さ厳しい時期での審議となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤川賃金室長
続きまして、次第の３、山本会長からご挨拶いただきたいと存じます。

○山本会長
本年度の最低賃金を決める時期が始まりました。
先ほど木村局長からもご紹介がありましたが、先月より、中央最低賃金審議会が開かれております。合わせて５年に一度、この目安について改定等を検討するということで、目安に関する在り方に関する全員協議会が開かれております。その中で、 昨年の地域別最低賃金や発効日の在り方について様々な見解が出ております。
今年も中央の見解に関しては十分に参照しつつ、長野県の情勢について皆様と協議し、本審議会としての結論を出したいと考えております。 毎年世界情勢が変わり、年々難しい審議が求められているところです。原油価格や石油製品の動向などの事情もあり、毎年難しい審議となっておりますが、今年も皆様にお付き合いいただければと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

○藤川賃金室長
ありがとうございました。それでは、次第４、議題の審議に入りたいと存じます。ここからは、山本会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。山本会長、よろしくお願いいたします。

○山本会長

ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。まず、運営規程により議事録を作成いたしますので、本日の議事録確認を指名いたします。原則五十音順ではありますが、本日は労働者側の風間委員が欠席のため、労働者代表委員は小林委員、使用者代表委員は犀山委員にお願いいたします。

それでは、議題の（1）、「長野県最低賃金の改正決定の諮問について」です。

本日、諮問がなされるとのことですので、事務局からお願いします。

○藤川賃金室長

それでは、木村労働局長から、長野県最低賃金の改正について諮問させていただきますので、お手数ですが、会長及び局長は、長野労働局のインタビューボードの前へ御移動をお願いします。

○木村労働局長

長野県最低賃金の改正決定について

最低賃金法第１２条の規定に基づく、長野県最低賃金の改正決定に関して、貴会の調査審議を求める。

＜長野労働局長から長野地方最低賃金審議会会長へ諮問文書を交付＞

○山本会長

それでは、議題の(2)、「長野地方最低賃金審議会の運営について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○藤川賃金室長

事務局より説明いたします。

長野地方最低賃金審議会の運営は、最低賃金法令及び最低賃金審議会令に基づいておりますが、これらに規定されていないものについては、資料№.２「長野地方最低賃金審議会運営規程」により定められております。

運営に関しまして、第３条で特定の事案に係る調査、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会の設置ができることとされています。

また、第６条及び第７条に規定する公開・非公開に当たっての具体的な取扱いを定めたものが、資料 No.３の「長野地方最低賃金審議会会議公開要綱」になります。第２条において、会議の公開・非公開の決定は審議会等において行う、とされているところでございます。

説明は以上でございます。

○山本会長

ありがとうございました。

運営規程第３条に基づき、審議会運営の基本的な事項につきましては運営問題小委員会を、また、特定最低賃金の改正の必要性に関する事項等については特定最低賃金検討小委員会を、従来から設置しております。
今年度においても、従来と同様に、２つの小委員会を設置するということでいかがでしょうか。
＜各委員からの同意あり＞

○山本会長
ありがとうございます。
運営問題小委員会及び特定最低賃金検討小委員会を設置することといたします。両小委員会の委員構成は、従来から公・労・使で各３名、計９名の構成として審議していただいておりますが、委員の構成はそれぞれ３名ということでよろしいでしょうか。
＜各委員からの同意あり＞

○山本会長
ただいまご承認いただきましたので、公労使、各委員の人選をお願いしたいと思います。 申請が終わりましたら、労側、使側の順に発表をお願いいたします。

○齋藤委員
お名前をお呼びし、指名とさせていただきます。
風間拓也委員、竹村進委員、齋藤政彦の３名です。
よろしくお願いいたします。

○山本会長
ありがとうございました。続きまして、使側の委員の方、発表をお願いいたします。

○鈴木委員
犛山典生委員、中村正人委員、鈴木幸一の３名です。
よろしくお願いいたします。

○山本会長
ありがとうございます。なお、公益委員に関しましては、運営問題小委員会、特定最低賃金検討小委員会ともに、私と広瀬委員、今井委員になります。よろしくお願いいたします。では、各側の人選結果について、事務局においてご確認をお願いいたします。

○藤川賃金室長
それでは、確認させていただきます。
運営問題小委員会につきまして、公益委員は山本委員、広瀬委員、今井委員。労働者側代表委員は風間委員、竹村委員、齋藤委員。使用者側代表委員は犛山委員、中村委員、鈴木委員。

続けて、特定最低賃金小委員会につきましては、公益委員は山本委員、広瀬委員、今井委員。労働者側代表委員は風間委員、竹村委員、齋藤委員。使用者側代表委員は犛山委員、中村委員、鈴木委員。
以上でよろしいでしょうか。
＜各委員からの同意あり＞

○山本会長
　では、御承認をいただいたということで、ただ今の報告のとおり指名することといたします。次に、議題の（３）、「長野県最低賃金専門部会の構成について」です。
　先程、諮問いただきました長野県最低賃金については、最低賃金法第 25 条第２項の規定に基づき、専門部会を設置して審議することになります。
　専門部会の構成について、事務局から説明してください。

○藤川賃金室長
　専門部会は、最低賃金法第 25 条第４項の準用による第 25 条第３項により、公・労・使各側同数、また、最低賃金審議会令第６条第１項により９人以内の構成とされているところでございます。長野地方最低賃金審議会では、従来から、専門部会を各側３名による９名の構成としているところでございます。
　説明は以上でございます。

○山本会長
　ただ今の説明のとおり、従前から専門部会は各側３名による合計９名の構成としていますので、今年も同じ構成としたいと考えますが、いかがでしょうか。
＜各委員からの同意あり＞
　ありがとうございます。それでは各側３名による合計９名の構成といたします。
　専門部会委員の選任につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○藤川賃金室長
　ただ今、御審議いただいたとおり、専門部会の構成について御承認いただきましたので、本日７月３日付けをもちまして専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行います。推薦締切日は、７月 17 日（金）といたします。
　併せて、関係労使の意見聴取に関する公示についても、同様に本日７月３日付けで行うこととし、その締切日は７月 24 日（金）といたします。
　説明は以上でございます。

○山本会長
　ありがとうございます。ただいまの事務局の説明についてご質問等ございますでしょうか。
＜質問なし＞

よろしいでしょうか。なお、専門部会の公益委員は広瀬委員、昆委員、私が任命を受ける予定です。よろしくお願いいたします。

それでは、議題の（４）、「長野地方最低審議会等の日程について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○藤川賃金室長

それでは、事務局案を提案させていただきます。

資料No.4及びNo.5の長野地方最低賃金審議会日程一覧表(案)をご覧ください。

当面の日程としまして、

運営問題小委員会を、７月 13 日（月）午前 10 時 00 分から、場所は、長野労働局２階会議室。

特定最低賃金検討小委員会を、同じく７月 13 日（月）午前 11 時 00 分から、場所は同じく、長野労働局２階会議室。

第２回本審議会を、７月 29 日（水）午後１時 30 分から、場所は、ホテル信濃路２階の穂高にて予定しております。

審議会等の日程としましては、10 月１日の改正発効を目処に、仮の日程を当てはめさせていただきました。改正額の発効予定日、専門部会の設置等の細目につきましては、運営問題小委員会で御審議いただき、個別に調整を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○山本会長

ただ今、事務局から説明がありました当面の日程案ですが、いかがでしょうか。

運営問題小委員会、それから検討小委員会の委員の方、よろしいでしょうか。

＜各委員からの同意あり＞

では、事務局案のとおり進めることといたします。今後、日程等の変更が生じた場合は、事務局から早急に各委員との間で日程調整を行い、各委員まで連絡してください。

続いて、議題の(５)、「関係労使からの意見の聴取について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○藤川賃金室長

それでは、事務局からご説明いたします。

関係労使からの意見の聴取につきましては、今年度、実地視察の方法によることをご提案させていただきます。実地視察の場において関係労使から最低賃金に関する意見を聴取し、審議に反映させていただくということです。当審議会においても、コロナ禍以前は、この実地視察が行われておりました。

実施日については、７月９日（木）、７月 17 日（金）の２日間、実地視察の対象地域については、北信地域を検討しております。労働基準監督署で申し上げれば、長野労基署、中野労基署の管轄地域となります。市町村で申し上げれば、長野市、千曲市、中野市、須坂市、飯山市、

上水内郡、下水内郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡の範囲となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。また、併せて、例年どおり、意見聴取の公示を行い、書面にて意見書を提出していただくことも予定しております。
以上でございます。

○山本会長
事務局から提案があった関係労使からの意見の聴取方法につきまして、御意見はございますでしょうか。他に御意見がなければ事務局案のとおりといたしますが、よろしいでしょうか。

＜質疑＞
○中村委員
日程について、いつ頃確定するのでしょうか。他の予定が入りつつあるところ、調整が難しいかもしれません。

○藤川賃金室長
今日、月曜日中には目処をつけ確定できればと考えております。

○犀山委員
日程についてすでに予定が入っているところがあり、調整が難しいため、その日程は欠席ということでよろしいでしょうか。

○藤川賃金室長
ご出席が難しい場合、欠席いただくことで構いません。実地視察の結果について、第２回の本審議会においてご報告させていただければと考えております。

○竹村委員
今の説明において複数実地視察先の地域のご説明があったところ、どのようなやり方で視察を実施するのか、また終日を要するのか等の詳細を教えていただけますでしょうか。

○藤川賃金室長
先ほど説明した地域につきましては、あくまでも対象地域という位置づけでございます。コロナ禍以前より実地視察の場所が偏らないよう、区分けをしてローテーションで回しており、今回は北信地域で予定しているところです。地域の中で、最低賃金程度で働いている方がいらっしゃる事業所に視察をさせていただければと考えております。
当日のスケジュールにつきましては、午前中または午後に複数箇所の事業所を回るのは困難なため、各日において午前１箇所、午後１箇所で考えております。なお、受け入れ先の事業所も様々ご事情があり選定に苦慮しているところ、ゼロになることはございませんが、場合によっては４箇所ご用意できない可能性もございます。それぞれの実地視察についてご参加いただ

ける範囲でご参加いただければと存じます。結果については第２回本審議会にて共有させていただきます。

○櫻井委員
　ご案内をいただいたときにはいただいた日程について空いていたものの、審議会までの間に両日予定が入ってしまったため、両日ともに不可ということで、その点よろしくお願いいたします。
　手続き面の話で恐縮ですが、日程調整に関してメールをお送りしたものの返信をいただけておらず、受理されているかが分からない状態になっているところです。今後、日程調整をはじめとして、受理されたか等の確認のため返信をいただけると幸いです。

○藤川賃金室長
　申し訳ございません。以降、ご連絡いただきましたら受理の旨ご返信させていただきます。

○中村委員
　午前午後が別の事業所の場合、例えば午前中だけ参加できる場合は午前中だけ参加する等の対応も問題ないという理解でよろしいでしょうか。

○藤川賃金室長
　複数回実施する場合、通してご出席いただける場合も午前だけご出席いただく場合も両方想定しております。

○中村委員
　事業所までの交通手段はどのようにお考えでしょうか。個人で行くことになるでしょうか。

○藤川賃金室長
　原則は長野市中御所近辺にお集まりいただき、我々事務方の運転に同乗いただき、お送りする方向で考えております。

○山本会長
　おそらく中村委員のご趣旨としては、もし午前だけで帰る場合など、自力でそこまで行ってもよいかという部分も含まれているかと思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○藤川賃金室長
　ご提案させていただいた車の同乗よりも、簡便、都合の良い移動手段がございましたら、そちらでのご移動も差し支え等ございません。
＜質疑以上＞

○山本会長

それでは、審議会における関係労使からの意見聴取につきましては、今年は実地視察ということで、それに加えて意見聴取の公示を行うということとします。それでは最後の議題、（６）「その他」ですが、事務局から何かありますか。

○藤川賃金室長

資料№７をご覧ください。局長にも冒頭挨拶で触れていただいた、昨月６月 23 日に開催された中央最低賃金審議会「第３回目安制度の在り方に関する全員協議会」においての審議結果を受けて、発出されたものでございます。

２ページをご覧ください。いわゆる地域間競争につきまして、対応方針が示されております。「令和５年に開催された全員協議会では、“最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても考慮すべきであること”を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであること。」また、「目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきこと。」などが示されたところです。

次に、８ページをご覧ください。発効日にかかる対応方針が示されております。「発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第２項に“公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日）とされており、指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。」また、「発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではないこと」、「指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。」などが示されております。

また、基礎資料として、現時点の雇用経済情勢や物価の動向等の資料を№９から№16 及び参考資料各抜粋として配布しております。

今後とも本審及び各専門部会においては、審議の参考となる各種資料をご用意してまいりたいと存じます。

次に、審議会等の公開・非公開について申し上げます。

資料 No.３のとおり、公労使が揃った三者協議においては、専門部会においても原則公開としておりますが、これは、令和５年４月の中央最低賃金審議会　目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」との報告を受けて改正したものであります。

今年度の本審、最低賃金専門部会においても、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開となることを前提にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○山本会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明に関して、ご質問等のある委員の方いらっしゃいますか。
＜質問なし＞

○山本会長
最後に、労働者代表委員の方から何かありますか。

○斎藤委員
まずは、本年も真摯な議論をお願いしたいと思っております。連合という団体として、最低賃金審議会について、各県で取り組んでいるところです。その中で、昨年、各県で起きた様々なことを総括させていただいておりますところ、それを皆様に共有し、各県において今年はどのように取り組んでいくかも共有しているところです。
その中で、連合として、今回の最低賃金審議会にどういった観点で取り組んでいるかが示されているところ、その点皆様に共有させていただきます。我々連合は中長期的に達成すべき目標に向けた最低賃金の引き上げを考えていきます。具体的には、外部労働市場における求人募集賃金と高卒初任給との均衡という点など、連合独自でも考えているところがございます。この他、リビングウェイジというものの金額や、相対的貧困ライン水準という一定の基準など、これらの３要素を重視し、最低賃金のあるべき水準への到達を目指していきたいと考えております。各県それぞれ事情はあると思いますが、あるべき水準への到達に向けて確実な引き上げを図っていきたいと思います。また、地域間の格差についても最低賃金の底上げによって縮小していきたいと思っているところもございます。
また、先ほどからも様々資料に出ていますが、10月１日発効を中心として、早期発効を図っていきたいと考えております。

○山本会長
ありがとうございました。続きまして、使用者代表から何かございますでしょうか。

○鈴木委員
いずれにしましても、最低賃金の三要素を踏まえながらやってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○犀山委員
本年もよろしくお願いいたします。先ほどの山本会長の挨拶にもあったように、長野県としてどのように最低賃金を決定するかということが一番だと思います。一方昨年は、いわゆる各県の状況を鑑みて、近隣県の賃金や全国で一番低い賃金であることを防ぐといった、他県との競争の中で最低賃金を決定するといったやり方ではないかという疑問もございました。
あくまでも長野県としてどのような基準にすればよいかという点で話し合っていければと思っております。あまりにも他県や同レベルの県の最低賃金が上がってしまい長野県と差がつき、

実態に合わないような数字の協議が進んでいくと、他県の動向を意識せざるをえず、まともな協議ができなくなる可能性もございます。その点今回は非常に難しい協議になると感じておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村委員

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

資料のあり方についてお願いです。本日つけていただいた資料は日銀の短観とか経済研究所といった、長野県の状況を踏まえた公的な資料を出していただいているところ、以降も様々な資料をご用意いただくことと存じます。その際、労働局で把握している資料で判断するといった話になると思いますが、金利の上昇状況や企業物価指数、円安の状況、倒産の状況、信用保証の状況といった経済産業系の数字についても、把握する判断材料として押さえておく必要があると考えております。

それらを含め、もう少し幅広いデータを資料としてご提示いただければと思っておりますので、事務局にはご検討いただければと思います。

○藤川賃金室長

ご指摘ありがとうございます。

次回以降の審議会に向けて準備を進めてまいります。

○山本会長

その他はよろしいでしょうか。

＜意見なし＞

○山本会長

ありがとうございます。

それでは、本日はこれで閉会いたします。ありがとうございました。